

1. 議事日程（第4日目）

（平成20年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成20年3月10日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第53号 平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算
- (2) 議案第59号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算
- (3) 議案第60号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- (4) 議案第61号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- (5) 議案第62号 平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算
- (6) 議案第63号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算
- (7) 議案第64号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算
- (8) 議案第65号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算
- (9) 議案第66号 平成20年度安芸高田市水道事業会計暫定予算

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	亀 岡 等	委員	秋 田 雅 朝
委員	明 木 一 悦	委員	田 中 常 洋
委員	加 藤 英 伸	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員

議長 松浦利貞

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（39名）

市長	児玉更太郎	副市長	藤川幸典
総務企画部長	新川文雄	政策推進部長	田丸孝二
行政経営課長	森川薫	八千代支所長	榎原秀克
美土里支所長	清水勝	高宮支所長	近藤一郎
甲田支所長	垣野内壯	向原支所長	田口茂利
産業建設部長	金岡英雄	地域経済推進部長	清水盤
建設管理課事業調整員	福田耕司	農政課長	大野逸夫
農政課担当課長	藤本宏良	農政課担当課長	三上信行
農政課主幹	小早川洋	農政課主査	猪掛公詩
農政課主査	中村慎吾	農政課主査	中野浩明
農政課主査	吉原典之	商工観光課長	久保慶子
商工観光課主査	兼村恵	建設管理課長	河野正治
建設管理課担当課長	佐々木泰司	建設管理課担当課長	西原裕文
建設管理課主幹	益田茂樹	建設管理課主査	青山勝
建設管理課主査	小野直樹	建設管理課主査	岩崎邦久
上下水道課長	山本孝治	上下水道課担当課長	新川昭夫
上下水道課主幹	上本文生	上下水道課主査	平野良生
上下水道課主査	叶丸一雅	上下水道課主査	近永和明
安芸高田清流園場長	片岡勝成	農業委員会事務局長	藤井静雄
農業委員会事務局主査	高安絹枝		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	増本義宣	主査	児玉竹丸
主任	国岡浩祐		



午前10時00分 開会

○亀岡委員長

皆さん、おはようございます。

前回に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

まず、議案第53号、平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算のうち、地域経済推進部及び農業委員会事務局に係る部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長

それでは、本日は産業建設部関係の暫定予算の審議でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず今、委員長さんからございましたように、さきに産業関係について、関係の部長、課長のほうからご説明をさせていただきますので、資料のほうでよろしく願いいたします。

その後、済みまして、建設部関係、特別会計をさせていただくように予定をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○亀岡委員長

清水地域経済推進部長。

○清水地域経済推進部長

おはようございます。

それでは、産業建設部に係ります農政課、商工観光課並びに農業委員会事務局の関係費につきまして、暫定予算説明資料を中心に、各担当課長並びに局長のほうから要点についてご説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○亀岡委員長

大野地域営農課長。

○大野農政課長

説明資料15ページをお願いをいたします。6款1項3目の集落営農推進費からご説明をいたします。

事業番号182番です。中山間地域等直接支払事業費7,715万5,000円計上いたしました。2期対策の4年目に入ります。集落ぐるみの話し合いを進めていただき、交付金を有効活用して、農地の維持につなげていただくため、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

184番、営農支援事業費1,420万2,000円計上しております。これは圃場整備後の農地の集積、促進事業、法人育成加速化事業、認定農業者への支援事業等1,420万2,000円計上をいたしました。

185番、農地・水・環境保全向上対策事業172万3,000円です。農地・水・環境保全向上対策事業は2年目に入ります。全国的には交付金の交付先を限定していませんが、広島県は法人に限定をしております。法人の設立予定期限を2011年まで延ばしております。市としては、昨年同様、法人に限定せず、広く支援をしていきたいと考えております。

4目農業生産支援費、186番の農業生産振興事業費525万5,000円です。農業振興資金の利子補給などをここに計上いたしました。

187番、生産条件整備事業費104万1,000円は、出荷用野菜のパイプハウスの設置補助を上げております。

190番、農業振興施設管理運営費1,399万7,000円。安芸高田市内にあります農業関係振興施設の指定管理料、保守点検委託料を計上いたしました。

191番、農地保全対策事業費134万円につきましては、集落取り組みをしていただいております有害鳥獣対策費を計上したところです。5目の畜産振興費、192番、畜産振興事業費303万1,000円。畜産関係の各種事業への助成を計上いたしております。

193番、畜産振興施設管理運営費574万1,000円。安芸高田市内にあります畜産関係施設の指定管理料を計上いたしました。

以上が産業建設部農政課の関係でございます。よろしくお願いたします。

○亀岡委員長

三上農林水産課長。

○三上農政課担当課長

農林水産関係の予算について説明をさせていただきます。

15ページの先ほどの説明がありました上にありますが、款の2の1の13、地籍調査費でございます。本年度暫定予算では1,676万円の予算を計上させていただきます。こちらにつきましては、19年度に高宮町の一筆調査を行っております。そちらのほうの測量を行わせていただく予定にしております。それから、法務局のほうからか、以前にもお話をしておりますが、各6町の中で地籍図の一部修正、誤差があります、誤謬がありますので修正をいただきたいということで、その作業委託事務を予算計上いたしております。

それから、下の段に下がっていただきまして、6款の1項の6目、農村整備費の欄をごらんをいただきたいと思っております。農村整備総務管理費でございますが、暫定予算では4,287万1,000円を予算計上させていただきます。こちらのほうで予算計上しておりますものにつきましては、県営工事の負担金、それから簸川かん排関係の電気料を一部、それから補助金等では、土地改良区の関係補助金、それから単市補助金をさせていただいております農地や農業施設等の単市補助金を計上をさせていただきます。

それから、1つ飛んでいただきまして、196の水利施設等の維持管理費728万9,000円計上をさせていただきます。こちらのほうでは、先ほど話をしました簸川かん排の関係の施設の業務委託、それから維持修繕工事の費用を一部計上させていただきます。

それから、その下の197、公園等維持管理費141万3,000円でございます。こちらにつきましては、市内にあります香六ダムとか大狩山公園、河原公園等の管理料を計上させていただきます。

次に、17ページをお開きいただきたいと思っております。一番上の段で、先ほどからの続きでございますが、同じく款項は6の1でございます。それで、事業番号で198番の小規模農業基盤整備事業費1,546万1,000円でご

ざいます。こちらのほうでは、通常、単県の農道整備事業とかでござい
ますが、今年度、かん排、それからため池、舗装の計画で、一部予算の
計上をさせていただいております。それに伴います設計委託料の一部予
算を計上いたしております。

それから1つ飛びまして、200番、ほ場整備事業費でござい
ます。259万2,000円を計上させていただいております。こちらのほうでは、現在、
甲田町の深瀬地区、これは平成20年度採択予定でございまして、こちら
のほうの換地業務委託料を特に計上をさせていただいております。

それから続きまして、款は同じく6でござい
ますが、項が2、目が1で
ござい
ます。林業関係の委託料でござい
ますが、この中の林業総務費の
中の202番、ひろしまの森づくり事業費を計上をさせていただいております。
2,173万8,000円
でござい
ます。これは平成19年度から取り組みを
いただいております広島県の森づくり事業の基金を利用して、地域の
の方々に取り組みをしていただきたいということで、その補助金の対応
をさせていただく予定にしております。これにつきましては、環境貢献
林関係、それから里山林整備関係での補助金を計上をさせてもらって
おります。

それから、同じく目の2で、林業振興費の関係でござい
ます。こちら
の中で、事業番号204の有害鳥獣対策事業費1,419万4,000円。こちらの
ほうでは、各市内の捕獲班の方との委託契約に伴いまして、有害鳥獣の
捕獲をいただいております。そちらの委託料の予算計上をさせていただ
いております。

それから、その下の205、森林整備地域活動支援交付金事業でござい
ます。436万円の計上をいたしております。こちらにつきましては、市
内27地区の活動をいただいているところにつきまして交付金を計上をさ
せていただいております。

その下の206、林業振興施設管理費につきましては159万9,000円の予
算計上をさせていただいております。その内容につきましては、面山の
森林公園とか、エコヴィレッジかわね等の委託管理料を計上をさせて
いただいております。

それから、目の3の造林事業費、事業番号207で、分収造林事業費で
ござい
ます。こちらのほうでは2,033万7,000円
でござい
ます。こちらのほうでは、施業が必要なところの下刈り、除伐、間伐とか枝打ちの業務委
託料を計上させていただいております。

それから、目の4の林道整備事業費でござい
ます。事業番号210番、林
道維持管理費でござい
ます。649万1,000円の予算計上をさせていただ
いております。こちらのほうでは、市内の町と町を連絡するような林道の
関係の林道除草業務の予算を特に計上させていただいております。

それから、目の5、治山事業費、事業番号が211番の小規模崩壊地復旧
事業費でござい
ます。これにつきましては、市内の家屋等の裏山が危険
なところの工事請負費の一部を計上させていただいております。それに

伴いまして、測量設計委託料を計上させていただいております。

以上で終わらせていただきます。

○亀岡委員長

久保商工観光課長。

○久保商工観光課長

それでは、これから商工観光課の所管いたします平成20年度暫定予算についてご説明申し上げます。

平成20年度暫定予算説明資料の17ページを引き続いてよろしくお願いたします。事業番号219、商工業振興事業費925万円につきましては、商工会の基本補助として633万円、事業補助として162万円、その他補助として130万円計上いたしております。

事業番号221、観光振興総務管理費782万3,000円のうち、345万3,000円計上してございますが……

失礼しました。物件費のところは345万3,000円ございますが、平成21年4月の観光協会設立の検討を含む観光振興ビジョン作成委託料270万円を予定いたしております。また、その横、補助金等437万円計上してございますが、各種負担金補助金の25から40%を計上いたしております。

次に、事業番号223、観光施設管理運営費につきましては、各施設の管理業務委託料でございます。

以上でございます。

○亀岡委員長

藤井農業委員会事務局長。

○藤井農業委員会事務局長

農業委員会事務局より平成20年度一般会計暫定予算の歳出について説明いたします。

予算審査特別委員会資料の27ページ、28ページをお開きください。事業番号289、事業名称、農業委員会運営費、平成20年度暫定予算511万円、主な歳出予算でございますが、委員報酬3カ月分326万円、広島県農業会議賛助会費69万円であります。

以上で説明終わります。

○亀岡委員長

それでは、説明終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

川角委員。

○川角委員

説明資料の17ページですが、さっきありましたように、ひろしまの森づくり事業費、これ19年から始まったということですが、2,173万9,000円。これが物件費それから補助費ということであるわけですが、これはもう1年分がこれでいくということですか。それか、まだこれ以上の予算措置ができるのか。ちょっとそこについてお聞かせいただきたいと思っております。

○亀岡委員長

三上農林水産課長。

○三上農政課担当課長

川角委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、ひろしまの森づくり事業の関係でございますが、まだ内示の段階でございますけれども、来年度、本予算での対応をお願いする予定でございますが、県のほうから補助金、これは環境貢献林対応での補助金が1,011万5,000円の予定でございます。それから交付金事業、これが

里山林整備関係での内示でございますが、2,880万円になる予定ですよということで内示をいただいております。これは確定でございませんで少し数字が変わるかもわかりませんが、本予算での提案をさせていただく予定にいたしております。

○亀岡委員長　ほかにありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員　目の4の林道整備費、林道新設改良費がこれ45万8,000円という、頭出しかなあという思いがするんですが、林道事業につきましては、県のほうの事業費も削減されているように思うわけですが、見通しについて少しお聞かせをいただきたいと思います。

○亀岡委員長　三上農林水産課長。

○三上農政課担当課長　渡辺委員さんのご質問でございます。

今、委員さんのおっしゃられるとおりで、農道の関係につきましてもしかりでございますが、林道の関係につきましても、県の補助枠がだんだん厳しくなっております。現在、この林道につきましては天王山、高宮町での工事を行っておりますが、19年度は補助枠での予算をもらえなかった状況で、起債をいただいて、工事を一部させていただいた状況でございます。できるだけ予算がいただけるように、県のほうへも交渉をさせていただきたいと思っておりますが、厳しい状況ではございます。

○亀岡委員長　よろしいですか。

ほかにありませんか。

岡田委員。

○岡田委員　15ページの、番号で言えば182と185に関係することですが、それに入るまでにせつかく部長おそろいなんですから申し上げるんですが、きょうは大体最後になる委員会ですから。今、委員会でもいろいろ頭出しだとか、後から来るとかというような問題が出ますように、2日目か私言いましたけど、この資料そのものが、せつかくこうやって区分けをつくった、最初資料があるのに、本当で款項にこれで説明するので難しくなる。物件費に皆吹き込んで、その内容が集まるでしょう。また裏のところ、区分けを書いてあるところ見ないけん。こういうやり方がまず反省してもらわないけんと思うんです。

私が最初、冒頭の席に言いましたように、暫定予算というものは、そもそも本予算を審議する過程において、予算が成立しなかったときのこの暫定予算、それは保育所の関係から学校から職員の給料から、我々の報酬にかかわることが全くできないから暫定予算組むんですからね。その他の事業がある場合というのがあから、今度組んだというふうに。しかし、今度6月なら6月の定例会で本予算をやるときに、二重に審議しないといけんことになるんやね。だから、本来の予算ができんときの暫定予算というのは、予算を審議する過程でできんことがあるから計上するんですから、大層の問題ないんですよ。

○亀岡委員長　岡田委員。

- 岡田委員 いや、これから入るんですよ、質問に。
○亀岡委員長 ええ。早く入ってください。
○岡田委員 せっかくおられますから、そのことも含めてお話ししていただきたいんです。

それから、182と185の問題では、広島県は、85の問題では、法人しかしてないけども、安芸高田市の場合は全部を対象にするという事業を進められている。これはいいことだと思うんです。ただ、中山間地の直接支払いとそれから185の農地・水・環境保全対策事業に係るこの予算の中で、ダブってもいいというように政府は言っていますが、本市の場合、このダブったケースがあるのかどうなのか。何件そういう事例があるのか、お知らせしていただきたいと思います。

- 亀岡委員長 大野農政課長。

- 大野農政課長 中山間地域等直接支払事業費と農地・水・環境保全向上対策事業費との両方とも交付が受けられる地域が安芸高田市に何地区あるかということだというふうに思います。

先ほどご説明申し上げましたように、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、法人に限定をするということで広島県は進めておりますけれども、この事業が中山間地域等直接支払事業は急傾斜地と緩傾斜地との取り組みへの緩和をするというのが、この中山間地域の直接支払事業費でありまして、農地・水・環境保全は地域の環境を守っていくということでありまして、このダブっている地域での取り組みはできることとなっております。

具体的には、法人が、先ほど申しましたように、県が決めておりまして、安芸高田市内では3地区が中山間地域の直接支払と農地・水・環境保全との事業を受けておるということでございまして、安芸高田地域の中では可愛、於手保、小原、この3地域が該当いたしております。

以上です。

- 亀岡委員長 岡田委員。

- 岡田委員 ほかはないということですね。だから、法人で以外でない地域に対しての、安芸高田市が中山間地域においてもこの傾斜地を含めて、補助事業の金額は違うが、全市に広げているでしょう。ですから、そういう地域と水と環境の問題も法人に限るとするのは、県が言うところですが、安芸高田市独自の施策で全部広げると。そういう集落ごとで両方をダブってと。これダブってもいいんですから、ダブった地域がほかにはないということですね。

- 亀岡委員長 大野農政課長。

- 大野農政課長 事業が基本的に違いますから、中山間地域の直接支払は急傾斜地と緩傾斜地との所得差を直接支払で補うという事業なんです。安芸高田市はまず基本的に中山間の直接支払で網をかけて、緩傾斜は交付金を受けられません。急傾斜だけが交付金を受けられるということでありまして、緩傾斜地についてはこの農地・水・環境保全向上対策を網をかけていこ

うと。したがって、全市へ中山間かあるいは農地・水・環境保全かで網をかけて、全市の農地の保全を図りたいというのが基本的な考え方でございます。

農地・水・環境保全につきましては、県が交付金を出してくれませんが、法人には出してくれますけど。そここのところは市が支援をして、国が支援をしてくれる額と市の額とで全市へ網をかけて、せっかく圃場整備した農地の保全を図っていかうという事業でありまして、基本的には全市に網をかけた中でダブった地域というのは、先ほど申し上げた3地区だけでございます。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

今村委員。

○今村委員 2点ほどお伺いをいたします。

農村整備の関係でございますが、事業番号200の深瀬の地区の今後、整備に伴う管理委託ということで約260万円ばかり組まれておりますが、これの概要の事業についてちょっとご説明をお願いしたい。

それと、商工観光のことでございますが、観光振興総務管理費として、再来年度、観光協会設立への準備資金として予算化されておりますが、その進め方の詳細についてご説明をお願いをしたいと思っております。

○亀岡委員長 答弁を求めます。

三上農林水産課長。

○三上農林水産課長 今村委員さんから、圃場整備、深瀬地区の関係の概要についてということでございます。

深瀬地区につきましては現在、事業面積25.8ヘクタールの予定でございます。その中で道路、水路、それから田畑のほ場をつくるということで、田畑、農用地の計画面積は22ヘクタールの予定でございます。全体の事業費では3億7,300万円の予定でおります。これは平成20年度、先ほど申し上げましたように採択予定でございますが、それから5年間ぐらいで事業は完了させていきたいと考えております。

以上でございます。

○亀岡委員長 久保商工観光課長。

○久保商工観光課長 今村委員さんのお尋ねでございますが、観光振興ビジョンの作成ということで270万円予定いたしておりますが、合併をしましたときに、産業振興ビジョンというのを作成をいたしました。これは広大との産学官連携ということでやらせていただきました。そういう形、そこにノウハウがあるということも含めまして、広大との連携をとりながら作成をしていくということでの委託料を計上させていただいているのが270万円でございます。

○亀岡委員長 どうぞ、今村委員、よろしゅうございますか。

○今村委員 それのもうちょっと詳細な進め方については、今どういうふうにお考えなのか。

○亀岡委員長 久保商工観光課長。

○久保商工観光課長 具体的には、先般、新聞にも報道されておりましたように、観光事業に携わっておられる方も含めまして、県から委託していただきました県立大学の野原先生をアドバイザーとして、市内の施設の調査も含めまして提言を受けたところでございまして、それを受けながら、策定の委員へ委嘱をし、月1から2回のペースを持ちながら会議を進めていき、秋へ向けてそういう具体的な答申ができるような形というものを持って、来年の4月への設立へ向けて準備を進めていきたいというふうに考えています。

○亀岡委員長 ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員 先ほどの岡田委員の質問にちょっと関連するんですが、農業営農推進費のいわゆる185番の農地・水・環境保全の事業のことなんですが、こととして2年目、去年が最初の初年度の事業の取り組みであったわけですが、急傾斜でなしに山間地にもこういう網かけ事業があっという間にいいなということで、随分なところがちょっとこれに手を挙げ、事業に取り組もうとした地域があったと思うんです。最終的には県とかの交付要綱、補助要綱を見ると、随分な地域から辞退があったのが昨年の実質だと思います。

その内容で、ちょっと新聞でも報道されましたが、中国地方の他県の取り組みよりか、広島県のほうが独自に補助要綱、交付要綱を絞って、きつくしているということがあったのは事実でございますが、このことがあった後に、県の農政部長を交えて、これとは全然別件なんです、会が持たれたときに、ちょっとこのことに触れると、少し2年目から枠を緩めようというようなことを言っておられましたが、その辺、初年度と今年度、2年目になる県のほうの方針等は、どの辺がどういうふうに変った取り組みになるのか、その辺を少し説明をお願いいたします。

○亀岡委員長 大野農政課長。

○大野農政課長 ご指摘のとおりでございまして、広島県の方針が法人に限定をするということで、全国的には、島根県は全体の43.1%、山口県が32.8%、岡山14.1、鳥取17.0なんですが、広島は残念ながら5.2%という状況です。こういったことを受けて、市長のほうからも県のほうにいろいろお話をいただきまして、今回、若干緩和された部分もございます。

一つには、申請項目が今まで14項目あったものが7項目に変わりました。採択申請書や活動組織の規約、構成員の一覧表、市町村との協定書など、今までにあったものを少し簡素化したということや、報告書も5項目から3項目に変わり、内容についても、写真の枚数等も少し簡略化をされたところでございます。しかしながら、法人に限定をするというところが変わっていませんから、20年度においてこれが5.2%がどれだけふえてくるかということ、安芸高田市にしても、先般の生産調整に関係する班長会議等でもPRをしてまいりましたが、面積的には広島県、予想としては5.2%が8.4%ぐらいに上がってくるのではないかとと言われて

おります。

しかし、中国地方では、先ほどご指摘があったように、非常に少ない面積ということになっております。ただ、法人の設立予定期限を、説明のときに申しましたように3年間延長をしておりますので、これから法人を立ち上げようとする地域についても、この交付金の対象となるということで、一部緩和をされたというふうに理解をいたしております。市としては、引き続き折に触れてこの農地・水・環境保全については、啓発をし取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 先ほど質問すればよかったんですが、もう1点、事業番号204番の有害鳥獣対策事業費、現段階で昨年よりは増に組んであるわけなんですけど、この辺が暫定でございますので、他は50、60というようなパーセントの率なんですけど、全額組まれておる経緯、それから有害鳥獣対策について、いろいろ市内、難問もあるようでございますが、その辺についてちょっと伺いしておきたい。

○亀岡委員長 三上農林水産課長。

○三上農政課担当課長 先ほどの渡辺委員さんの有害鳥獣捕獲の関係につきまして説明をさせていただきます。

有害鳥獣の捕獲につきましては、毎年3月に協議会を開催し、その中で、予察をして捕獲をいただいております。各市内の農家の方々からもいろいろと、網にかかったとかいうことでとか、ここに多いからということで要望をいただきまして、有害の鳥獣捕獲をいただいております。

毎年、有害鳥獣捕獲の協議会の中では、シカとかイノシシ、特にシカが多くなってきておりました、毎年1,300頭余りの協議会での予察をするわけなんですけど、予算上、当初予算では厳しいからということで、少し予算を、後で捕獲頭数に応じて12月ごろ補正をさせていただくということで、予算の査定をいただいております。その数字の少しの差で、予算の差が発生しているものでございます。

それから、各捕獲班では、それぞれの町ごとのその予察に基づきます割り当てをさせていただいて、捕獲をして実施していただいております。以上でございます。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。再開は10時55分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長

それでは再開いたします。

次に進みます。

産業建設部に係る部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長

それでは、産業建設部の、特に旧でいいますと、建設部に係ります暫定予算についてご説明をさせていただきます。

基本的には、先ほどと同様に、6月までの3カ月の予算でございますが、道路維持あるいは施設管理等につきましては、1年もしくは一定の期間の金額を上程をさせていただきます。

それでは最初に、建設管理課長のほうから内容についてご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長

それでは、私のほうから建設管理課に関係するものを説明させていただきます。

説明資料の13ページ、14ページをお開き願います。それでは、建設管理課の関係でございます。歳出でございますが、2款1項7目の企画費、土地利用対策費1万2,000円でございます。これにつきましては、土地取引の届け出に関する事務費の旅費並びに需用費で、消耗品でございます。

次に、8款1項1目の土木総務費、土木総務管理費213万1,000円でございますが、主なものとしまして物件費の71万6,000円。これにつきましては、測量委託費、補助費等の139万5,000円につきましては、国道54号期成同盟会等の各種負担金でございます。

次に、地域高規格道路対策費13万円でございますが、主なものとしまして物件費の10万円は、旅費、消耗品等の経費でございます。

次に、2項1目道路橋梁費、道路橋梁総務管理費88万2,000円でございますが、主なものとしまして物件費44万2,000円は、道路照明の電気代等の経費でございます。補助費等の34万円につきましては、生活道舗装補助金でございます。

次に、2目道路維持費、市道道路維持費4,874万3,000円でございますが、主なものとしまして物件費2,148万2,000円は、輸送委託費でございます。維持補修費2,631万円は、維持修繕に伴う工事請負費でございます。

次に、県委託県道道路維持費6,422万円でございますが、県道の委託路線、物件費としまして6,022万円でございますが、年間、路線委託しています委託費でございます。

維持補修費250万円は、修繕工事費の工事請負費を計上しております。

次に、3目の道路新設改良費、国庫補助事業3万3,000円でございます

が、旅費のほか、存目でございます。

次に、地方特定道路整備事業41万5,000円は、積算の電算システム手数料のほか、存目でございます。

次に、県営事業負担金でございますが、存目でございます。

次に、県委託県道改良事業4,749万2,000円は、県道改良事業のうち、早期に取りかかる予定の工事請負費、用地補償費の経費でございます。

次に、4目橋梁維持費500万1,000円でございますが、物件費で橋梁点検委託費を平成20年度から予定しておりますものを計上しております。

次に、3項1目河川総務費、河川総務管理費358万5,000円でございますが、主なものとしまして物件費306万4,000円は、国、県の樋門管理委託費等でございます。補助費等52万1,000円は、江の川改修期成同盟会等の負担金でございます。

次に、2目の河川維持費、河川維持管理費は存目でございます。

次に、3目砂防費、県委託急傾斜地崩壊対策事業費201万円は、草刈り業務委託費でございます。

次に、4目河川改良費でございますが、計上は存目でございますが、大迫川改修事業に伴うものでございます。

次に、4項1目の都市計画総務費、都市計画総務管理費20万9,000円でございますが、主なものとしまして都市計画協会負担金等でございます。

次に、5項1目住宅管理費1,010万8,000円でございますが、主なものとしまして物件費714万6,000円でございますが、これにつきましては、住宅家賃電算システムの改修業務委託費を計上しているのが主なものでございます。公営住宅法の一部改正に伴います電算システムの改正業務でございます。補助費等の114万1,000円は、住宅火災保険料でございます。投資的経費の30万1,000円につきましては、修繕工事の調査設計料でございます。

次に、2目の住宅建設費497万4,000円につきましては、田草団地整備に係る調査設計委託費を見ております。

次に、11款2項1目公共土木施設災害復旧費501万5,000円は、主なものとしまして工事請負費を見ております。

以上で建設管理課の説明を終わります。

○亀岡委員長

山本上下水道課長。

○山本上下水道課長

それでは、説明資料の13ページをお願いします。下段のほうになりますけども、産業建設部上下水道課水道の予算の説明をいたします。

事業番号164、環境衛生総務管理費の334万円は、水道の未整備地区に対するボーリング補助金であります。

次に、事業番号165、166、飲料水供給事業特別会計繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金、ともに存目でございます。

次に、事業番号170、水道事業会計事業費を235万9,000円を計上いたしております。

以上で説明終わります。

○亀岡委員長

新川下水道担当課長。

○新川上下水道担当課長

それでは、私のほうから下水道の担当分につきましてご説明を申し上げます。

同じく13ページ、14ページをお願いいたします。4目の環境衛生費のうち、4段目にございます浄化槽設置整備事業費2,600万円は、個人の設置型の浄化槽に対します補助金で、3カ月分といたしまして40基分を計上いたしております。

次の浄化槽整備事業とコミュニティ・プラント整備事業への特別会計繰出金は存目といたしております。

次の15ページ、16ページをお願いをいたします。2目のし尿処理費のうち、し尿処理管理費558万9,000円は、安芸高田清流園での電気代等管理に要する物件費でございます。

次に、し尿処理事業費1億3,718万7,000円は、し尿収集運搬業務の委託料といたしまして、年間契約の見込み額を計上いたしております。

次に、施設管理費309万5,000円は、吉田の高田地区工業団地内下水処理場にかかわります年間契約での委託料でございます。

次の清流園での4,942万5,000円は、施設を運転します上での各種測定業務や検査、清掃委託業務費の年間契約分の計上と、燃料など3カ月分の運転経費となります需用費、維持補修費などを計上いたしております。

次に、清流園改修にかかわりますし尿処理施設整備事業費2,336万8,000円は主に調査設計委託料で、総合評価によります審査関係での業務の委託、また環境影響調査の委託料を計上いたし、この中の工事請負費は存目といたしております。

なお、議案の一般会計暫定予算書7ページのほうに、このし尿処理施設整備事業の債務負担行為を載せておりますので、お開きを願いたいと思います。一般会計の暫定予算書でございます。第2表の債務負担行為の2段目にございますし尿処理施設整備事業、債務負担の期間を平成20年度から22年度とし、限度額を35億円といたしております。この債務負担行為につきましては、暫定予算の期間ではまだ敷地造成あるいは施設の工事につきましては発注をいたしません、現在施設の発注に向けまして、これまで2回の総合評価審査委員会を開催をいたし、施設の発注に向けての準備をいたしておるところでございます。この中で、落札者を決定をいたします基準とか採点方法等を検討いたしておるところでございます。この事務を進めていく中での債務負担行為を行っておくということでございます。

4月以降、新市長のもとで、発注仕様書に基づきまして業者の選考を実施することとなるわけでございますが、この入札の形式を、これまでご説明を申し上げておりますように、総合評価方式によります一般競争入札での業者選定を考えております。この選考事務期間をとりまして、その後、業者が決定をいたしますのは、議会議決を経まして、秋以降となる予定でございます。この後に、決定業者のほう細かい実施設計に

入ってまいります。ですから、実際に現場が動き出しますのは、敷地造成工事のほうは少し早いんですが、施設の本体工事は着工が来年以降になろうと思います。それで、現在、国へ申請をいたしております完成予定期間でございます平成22年度までの債務負担とするものでございます。4月に入りまして、議会のほうへは経過報告ができるものと思っております。

それではまた、説明資料のほうに戻っていただきたいと思っております。15ページの続きでございますが、6款の2目農業総務費、8款の公共下水道費のそれぞれの特別会計の繰出金ですが、それぞれ存目といたしております。

以上でございます。

○亀岡委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

川角委員。

○川角委員 1点だけお聞かせをいただきたいと思っております。

ページでは、説明書の13ページの事業番号が155になっておりますが、橋梁維持費ということで500万。先ほど20年よりその橋梁についての強度と申しますか、そこらを調査されるというふうに思うんですが、これは昨年あたりも橋が落ちて大きな事故があったというようなことからきたんだろうと思うわけでございますが、この安芸高田市の中には、県道を含めて、それから市道、それぞれ河川に橋がかかっているわけでございます。大変な多くの橋があるんじゃないかと。これをこの1年でできるのか、どこらまでやる一つの計画があるのか。数までは要りませんが、大体の考え方。それから委託で物件費の中では500万ということを経組んであるわけですね。この方法について、なかなか職員でやることについては難しいんじゃないか。専門家によって、これを調査していただくのか。そこらについて若干お聞かせをいただきたい。よろしく。

○亀岡委員長 金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 ただいまのご質問でございますが、橋梁点検ということで、実は平成19年度に国あるいは県のほうから全国的な調査を、これは橋梁の長寿命化計画を立てるように指導がございました。今年度いろいろ、県あるいは国のほうとも調整をさせていただいておるわけでございますが、実際の作業としましては、平成20年度から23年度まで、基本が23年度までに調査をするようにという指導でございます。

現在、安芸高田市内に六百数十基の橋があるということで、旧町時代から引き継いでおります。これらの調査につきましては、それぞれその台帳等に基づいてチェックをしながら、現状がどういうふうな、例えばさびがあるとかひびがあるとかいうような調査をするようにということで、これらの調査マニュアルについては、県あるいは国の三次河川国道事務所のほうも同様な調査をされますので、指導を受けたいということをお話をさせていただいております。

そういう中で、特に15メートル以上の、いわゆる市でいいますと、長

大橋になるものについてはやはり専門的なものが要ると、特殊なものについては専門的な立場で調査が要るということになれば、これによって委託をさせていただきたいということで、まだ具体的にどの程度というのは実は十分調査費がまだ県のほうからも示されておりませんが、今後そういう中で調査をさせていただきたいということで、できれば時間がありませんので少し早目に着手をし、それとそれに基づきまして、将来的には長寿命計画のものの計画にない橋は国の補助がもらえないというような話がございますので、それらに対応できるような対応をやっておきたいというふうに考えております。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

青原委員。

○青原委員 事業番号が149、市道道路の維持費について、もう少し詳しく説明をいただければというふうに思うんですが、この維持修繕費ですね、2,631万円というのは、どういうふうな配分になっておるのか、それとも旧町単位で配分してあるものか。または、優先順位をつけてやっておられるのか。そこらのあたりを説明をいただければということです。

○亀岡委員長 金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 ただいまご質問でございます、基本的には道路維持、特に市道維持につきましては、これまでも旧町にあります路線延長等である程度の配分をさせていただきながら維持を行っていただくようにしております。これにつきましては、やはり全体的には本庁の建設担当課のほうで、各支所の業務管理課のほうとも調整をさせていただいておりますが、そういう形の中で事業の調整をさせていただくと。ただ、そこらにつきましては、物によっては過不足を生じますので、その調整はさせていただくと。

それとこれは、この中の主なものは、道路の除草等が今回入っております。全般的には市道の予算としましては、総額でいいますと約6割程度、今回、予算計上させていただいております。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

入本委員。

○入本委員 今、二課の説明を受けたわけなんです、インフラ整備に係る問題が多いかと思うんですが、ここで比較、上限率で非常に難しいんですが、20年に対して19年度というのは、全体のパーセンテージが80%台になっているわけですね、83とか80.9とか。非常によその課に比べて、ちょっと比率が70とか50とかいうのがある中で、ちょっと予算的に見通しが暗いのか、それともどういう営業活動をされて、こういう国、県に対しての数字になったのか。ちょっと担当課として前年度に対する比率まで行けるとか、そのあたりを総括して、意見をいただきたいと思います。

○亀岡委員長 金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 ただいまのご質問でございますが、基本的な予算を上げるときに内部で調整をさせていただきましたのは、いわゆるこの6月までに必要なものについては、ある程度上げさせていただいております。ただ、道路改

良とかいわゆる改良事業等につきましては、国のほうへは20年度要望ということで、補助事業等は出させていただいておりますが、当面この予算につきましては、6月までに着手予定が難しいというような状況については、今回、存目等の対応をさせていただいております。

そういう中で、県からの委託道路につきましては、かなりの部分を上げさせていただいております。県道の維持のほうでは約75%程度、それから県道改良につきましては、先ほど担当課長がご説明させていただきますように、路線の中の急ぐものについて、約53%程度の予算計上をさせていただいております。全般的には20年度での事業について、総額、予算が決まりましたら動けるような体制ということで、予算計上をさせていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○亀岡委員長 入本委員。

○入本委員 私らが判断する材料として、比較というものが出ると、20年度予算は19年度に対して1割減とか2割増とか、そういうふうな、今現在読みしかできないんですが、担当課として6月までというのは重々わかっているわけですが、比率の問題からして、できるものはしているができていないものはしていないとかいうんじゃないで、担当課として前年比に対する投資経費がないので、前年比を割るとか、そういう大型な、この時期にはもう本来なら暫定予算じゃないものできていますから、その読みは十分できるといふふうに判断するわけですね。そういう意味で、非常に比率が17%ぐらいしか、20%しか行ってない、25%が通常の3分の1と4分の1といえはそういう数字になるにもかかわらず、なっていないから、本年度は担当課とすれば、前年比の9割しか行きそうにないとか、それとも110行くとか、そういうところを伺いたいというのが質問の趣旨でございます。

○亀岡委員長 金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 大変失礼しました。一応19年度に対しまして20年度は、全体の予算としては約1割ぐらいを減という形で総額予算の計上を考えて、させていただいております。事業によっては、そのバランスは少し違うかもわかりませんが、大体対前年比9割程度という思いでやらせていただいております。そういう中で、まだ最終的に県、国等の内示が確定してありませんが、当初20年度で予定をしているものについては、ある程度実施できるというふうに考えております。

以上でございます。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

ないようでございます。質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第59号、平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、34ページからの特別会計につきまして、公共下水道事業特別会計暫定予算につきまして、下水道担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 新川下水道担当課長。

○新川上下水道担当課長 それでは、公共下水道事業特別会計の暫定予算につきましてご説明を申し上げます。

34ページでございます。上の段、まず歳入でございますが、分担金及び負担金につきましては、供用開始区域での加入者分、使用料及び手数料につきましては3カ月分の収入を見込み、国庫支出金、繰入金、繰越金につきましては、それぞれ存目といたしております。

諸収入につきましては、吉田浄化センターへの浄化槽汚泥投入料を計上いたしております。合わせまして1,401万1,000円としております。

次に、歳出でございますが、総務費といたしまして1,082万円、人件費等の計上をいたしております。

次の施設費5,283万7,000円でございますが、浄化センターの施設管理費用が主なもので、年間契約にかかわります施設の維持管理契約、また汚泥処理などの委託料を含んで計上いたしております。

公債費は25万2,000円とし、暫定分を見込んでおります。予備費も25万円としております。

合わせて6,416万円の歳出を計上いたしております。予算額に対しまして不足する額につきましては、一時借入金で対応するというところでございます。

以上でございます。

○亀岡委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第60号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 では、35ページに基づきまして、特定環境保全公共下水道事業特別会計の暫定予算、下水道担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 新川下水道担当課長。

○新川上下水道担当課長 特定環境保全公共下水道事業の暫定予算でございます。

歳入でございますが、分担金及び負担金につきまして、暫定期間内の加入者分を計上し、使用料及び手数料につきましても3カ月分の収入見込み2,083万9,000円を計上いたしております。

国庫補助金、県支出金、繰入金、繰越金は存目といたしております。

諸収入につきましては、甲田浄化センターへの浄化槽汚泥投入料390万1,000円を見込み、合計で3,034万5,000円といたしております。

次に、歳出でございますが、総務費といたしまして1,179万6,000円は、主に人件費でございます。

施設費2億7,109万4,000円につきましては、八千代、甲田、向原の各浄化センターの維持管理経費や不明水調査業務を計上をいたしております。

公債費50万3,000円は暫定期間分での計上でございます。予備費も25万円といたしております。

合計歳出額2億8,364万4,000円となっております。

以上です。

○亀岡委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑ないようございますので、質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第61号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 この農業集落排水事業特別会計暫定予算につきましても引き続き下水道担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 新川下水道担当課長。

○新川上下水道課担当課長 それでは、歳入のほうからご説明をいたします。

同じく分担金及び負担金264万8,000円を見込み、使用料、手数料につきましては1,920万2,000円を3カ月分見込んでおります。

財産運用収入、繰入金、繰越金は存目といたし、20年度におきましては、工事は予定をいたしておりませんので、補助金等は計上いたしておりません。

諸収入といたしまして、消費税還付金を存目といたしてしております。

次に、歳出でございます。総務費の1,616万2,000円は、人件費等の計上でございます。

施設費9,324万5,000円は、市内にございます13の農集の処理場の維持管理経費。これは年間契約分と暫定期間内での経費を含んだものを計上いたしてしております。

公債費また予備費につきましては暫定分の見込み額でございます。

歳出合計1億1,004万1,000円でございます。

以上でございます。

○亀岡委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第62号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、引き続きまして浄化槽整備事業特別会計暫定予算につきまして、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 新川下水道担当課長。

○新川上下水道担当課長 それでは、歳入のほうからご説明を申し上げます。

分担金及び負担金の500万1,000円で、新規の設置の加入者分を見込んでおります。使用料及び手数料は2,002万5,000円見込んでおります。国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入はそれぞれ存目といたしております。

歳入の合計2,503万3,000円といたしております。

次に、歳出でございます。総務費の503万1,000円は人件費等で、施設費1億6,043万2,000円は、内訳といたしまして、維持管理経費を年間契約分1億1,476万8,000円を見込み、また建設費といたしまして4,566万4,000円を計上し、全設置予定基数、20年度90基を見込んでおりますが、そのうち45基を暫定期間内で予算計上をいたしております。

公債費、予備費につきましては暫定分の計上でございます。

合わせまして1億6,589万6,000円といたしております。

以上です。

○亀岡委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第63号、平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算につきましても、引き続き下水道担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 新川下水道担当課長。

○新川上下水道担当課長 コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算でございます。

歳入といたしまして、分担金及び負担金10万円、使用料及び手数料20万円は、3カ月分の見込みを計上し、繰入金、繰越金、諸収入につきましては存目でございます。

合計30万3,000円でございます。

歳出といたしまして、総務費で排水設備改造資金利子補給など2万2,000円、施設費といたしまして293万円は、年間契約の維持管理経費を計上いたしております。

公債費、諸支出金は存目とし、予備費13万円計上いたしております。
合計308万5,000円でございます。
以上です。

○亀岡委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
川角委員。

○川角委員 コミュニティ・プラントということで、状況から見させていただきま
すと、建設時から非常にまとまったとこでの一つの地域対応というのが
見受けられたわけです。それで、今回は暫定でございますので、3カ月
ではこれぐらいの加入なり手数料ということで上げてあることはよくわ
かるんですが、先般の決算の中で見ると、どうもまとまった割合に加入
率といたしますか、そこらが十分なされていないようなちょっと数字を今
記憶しているわけですが、今回を通して、1年間では大体担当課として
はどのぐらいの加入率を目標にして、これでは3カ月分はこうなんだと
いうことが、そこらの目標設定ができておれば、金額についてはこうな
んですが、一応物事の考え方について、どのようにひとつ目標を立てら
れておるのか。それから、促進方法についてはどのようにされるのかい
うことについて、お伺いをいたします。
以上です。

○亀岡委員長 新川下水道担当課長。

○新川上下水道課担当課長 このコミュニティ・プラント整備事業につきましては、甲田町の1地
区ということで、加入予定件数も細かく分析をされる地域でございます。
そういう意味におきまして、昨年度から支所におきまして、それぞれ一
戸ずつの戸別の対応をお願いをしました。そういう中で、それぞれご理
由等もあったわけでございますが、現在、8割程度の方が既に入加入をさ
れております。その他の方につきましては、それぞれ家庭の事情があつ
たり、実際には家があるのによそに住んでおられるとかいう形の中で、
あと最低加入促進を1割程度しっかりお願いすれば、かなりの完成度
を見るんじゃないかという判断をいたしております。そういう意味におき
まして、支所のほうで戸別にかなり細かく対応いたしておりますので、
20年度におきましては、ある程度の目標といたしますか全体像が見える
と思っております。
以上です。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号、平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫
定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、簡易水道事業特別会計暫定予算につきまして、担当の上下

水道課長のほうからご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長

山本上下水道課長。

○山本上下水道課長

それでは、簡易水道事業特別会計暫定予算の要点をご説明いたします。

39ページをお願いいたします。まず、収入でございますけれども、分担金及び負担金といたしまして210万1,000円でございます。

次に、使用料及び手数料といたしまして5,043万5,000円でございます。なお、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入については存目でございます。

歳出の合計といたしまして5,254万5,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、総務費といたしまして3,333万4,000円。これの主なものといたしましては、職員の人件費等でございます。施設費といたしまして8,637万1,000円。これの主なものといたしましては、各施設の年間水質調査委託料2,310万円、電力使用料、修理費等通常の維持管理に関するものでございます。

歳出の合計といたしましては1億2,070万9,000円でございます。

以上で終わります。

○亀岡委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第65号、平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長

それでは、飲料水供給事業特別会計暫定予算につきまして、引き続き上下水道担当課長のほうからご説明させていただきます。

○亀岡委員長

山本上下水道課長。

○山本上下水道課長

それでは、平成20年度飲料水供給事業特別会計暫定予算についての要点のご説明をいたします。

40ページをお願いいたします。歳入ですが、使用料及び手数料といたしまして50万2,000円を計上させていただいております。なお、分担金及び負担金、繰入金、繰越金、諸収入につきましては存目でございます。

歳入の合計といたしまして50万7,000円。

次に、歳出でございますが、施設費304万円、これは水質検査の年間委託料190万円、電力使用料など通常維持管理費でございます。

歳出の合計といたしまして315万5,000円を計上いたしております。

以上です。

○亀岡委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第66号、平成20年度安芸高田市水道事業会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長。

○金岡公営企業部長 それでは、平成20年度安芸高田市水道事業会計暫定予算につきまして、上下水道課長のほうからご説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 山本上下水道課長。

○山本上下水道課長 それでは、平成20年度安芸高田市水道事業会計暫定予算の要点をご説明いたします。

まず、41ページをお願いいたします。収入でございますけれども、1款の事業収益が2億8,190万5,000円を見込んでおります。1項の営業収益でございますが、2億8,187万7,000円。主なものといたしましては、1目の給水収益が2億7,837万7,000円の見込みでございます。2目の受託工事収益100万円でございますけれども、これは消火栓修理工事に係る受入金額でございます。

次に、支出でございますが、1款の事業費2億8,190万5,000円を見込んでおります。1項の営業費でございますけれども2億4,027万4,000円、1目の原水及び浄水費、取水地から配水池までの経費でございます。5,900万5,000円を見込んでおります。主なものといたしましては、動力費1,827万円であります。これはポンプ等の電気代であります。続いて1,470万円、これはポンプの修理、計装機器の修理、発電機の修理等があります。

次に、2,020万9,000円を見込んでおります。これはろ過器の清掃、ポンプの点検、また施設の整備保障業務、原水の水質検査、監視制御の機器の保守点検等を見込んでおります。

2目の配水及び給水費でございますけれども、配水池から各家庭までの経費でございますけれども4,749万5,000円を見込んでおります。主なものといたしましては2,535万5,000円。これはポンプの修理または漏水、メーター器の修理、配水池の修理等を予定いたしております。

次に、1,718万7,000円は、水質検査、またメーター器の取りかえ委託料、漏水調査、検針委託料を見込んでおります。

3目の受託工事費100万円につきましては、消火栓の修理代でございます。

4目の総係費6,387万4,000円の主なものといたしましては、職員の給与、法定福利費でございます。1,360万7,000円は検針の委託、口座振替、会計業務の委託等を見込んでおります。

次に、5目の減価償却費でございますが6,590万円の見込みですが、有形固定資産減価償却費6,590万を計上いたしております。

2項の営業外費用でございますが4,062万1,000円のうち、支払い利息及び企業債取扱諸費といたしまして3,324万9,000円の見込みでございます。

2目の消費税737万2,000円を見込んでおります。

4項の予備費といたしまして100万9,000円を見込んでおります。

以上が3条予算で通常の配水、給水業務における維持管理費でございます。

次に、42ページをお願いいたします。資本的収入及び支出で、4条予算でございますが、投資的建設改良費になります。暫定予算におきましては、広島県が平成20年度早々に施行する県道古屋吉田線改良工事に係る収支のみを計上させていただいております。このうち、県からの工事負担金を380万円見込んでおります。

以上で説明終わります。

○亀岡委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

それでは暫時休憩をいたします。ここで議会事務局と執行部の方を交代してもらいます。

~~~~~○~~~~~

午前11時47分 休憩

午前11時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 それでは再開いたします。

続いて、議案第53号、平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算のうち、議会事務局に係る部分を議題といたします。

事務局長から要点の説明を求めます。

増本事務局長。

○増本事務局長 予算審査特別委員会資料、お手元の資料の27、28ページのほうで児玉主査から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○亀岡委員長 児玉主査。

○児玉主査 失礼いたします。それでは、議会費にかかわる20年度暫定予算5,598万5,000円の説明をさせていただきます。

まず、事業番号307、議会人件費4,587万5,000円の内訳は、議員22名の報酬の3カ月分2,129万5,000円と期末手当前期分2,020万円と共済関係負担金3カ月分359万4,000円が主なものでございます。

次に、事業番号308、議会運営費1,011万円でございますが、物件費420万円のうち、主なものは費用弁償3カ月分158万円、ごめんなさい、失礼いたしました。費用弁償3カ月分158万円、印刷費3カ月分40万円、議事録作成に係る委託料77万9,000円でございます。この議事録に係る委託料のうち、管理料37万9,000円は年間契約となり、1年分となっております。また、補助費等591万円のうち主なものは、現議員の任期であります11月までの政務調査費528万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○亀岡委員長　それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。
藤井委員。

○藤井委員　1点お伺いいたします。

ただいまの説明の補助費でございますが、政務調査費11月までという形でお伺いしたわけですが、今までですと、前半、後半という形になるんですが、これは今回、今までどおりでいきますと前半9月まで、9月以降、2カ月分という形になるんですが、そういった形で支給されるのか。もし9月以降の支給ということになりますと、振り込み等になりますと、選挙でほとんどそこらあたりが執行が難しいのではなかろうかと思うんですね。したがって、例えばもう前期分で11月までという支払いになるのか。そこらをちょっとお伺いしたいと思います。

○亀岡委員長　増本事務局長。

○増本事務局長　これは一応、今の議員さん、11月までの任期に基づいて、支出負担行為を4月に起こしといて、支出を半年分、支払いはします。それからあと、10月から11月分も2回に分けて支出はさせていただくんですが、負担行為を起こす意味で、そこまでの予算を確保しておくための負担行為をするために予算を計上させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○亀岡委員長　藤井委員。

○藤井委員　今の説明ですと、今までどおりの9月以降については2カ月分という形になるわけですね。しかし、予算的にはわかりますが、果たして後半の2カ月分については、選挙がありますからね、そこらあたりがいわゆる前半と後半とすべて縦分けての支出という形でしなければいけないのか。2カ月分であるので、例えばそこらを緩和して、4月から11月分を政務調査費として振り込んでいただいて、トータル的に政務調査費として使用が可能であるのか。そこらあたりまでの緩和措置というんですか、そういったものが設けられるのか。今言いましたように、9月以降ということになりますと、当然、後半の2カ月分の請求を出し、そしてまたそれぞれの会派のほうへ振り込みがされるということになりますと、ますますずれ込んでくるわけですね。そうすると、もう11月の改選になるんで、もうその2カ月分の政務調査費というのは、もうほとんど形はあっても使えないのが現状じゃないかと思うんですね。そこをちょっとお尋ねしてるんですが。

○亀岡委員長　増本事務局長。

○増本事務局長　今、政務調査費の中の規則取り扱いの中で、半年、半年ということを決めさせていただいているので、今この場ではそのような説明をさせていただいていますが、今の緩和措置ということと、選挙前ということの事情がございますので、それはまた協議をさせていただくということで、この場の返答はちょっと私の判断だけではできないところがございますので、ご協議させていただくということでよろしいでしょうか。

○亀岡委員長　よろしゅうございますか。

○藤井委員

はい。

○亀岡委員長

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

ないようでございます。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもって本予算審査特別委員会に付託を受けましたすべての案件についての質疑を終結いたしました。

ここで暫時休憩いたします。委員会のみで協議を行いますので、執行部の方、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

それでは、ここで休憩にいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長

それでは会議を再開いたします。

先ほど、議会関係の暫定予算についての質疑、答弁の中で、政務調査費に関係いたしまして、事務局長のほうから答弁がございました。このことに関しまして、事務局長より発言が求められておりますので、ここで事務局長の発言を許します。

増本事務局長。

○増本事務局長

けさほどの藤井委員さんからご質問があった件で、不的確な答弁がございましたので訂正をさせていただきたいと思うんですが、政務調査費の交付に関しまして、私は規則で定めてございますというように申し上げました。申しわけございません。安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の中で交付の方法等について定めてございましたので、まことに申しわけございませんが、訂正させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○亀岡委員長

以上のおりでございます。

それでは、これより一括討論に入ります。

まず、本案14件に対する反対討論の発言を許します。

岡田委員。

○岡田委員

今年の暫定予算といいますのは、一般会計を初め、すべての特別会計がそのようにやられたわけですが、冒頭、2日目でしたか、私も質問をいたしましたように、本来の姿は、この骨格予算を組んだ中で審議をしながら、3カ月予算が、骨格予算というのは暫定予算と違って本予算ですから、そういう中で議論をしながら、これはええことにならんということで必要経費を組むのが暫定予算と。議員必携でも自治法にもこう書いてあるわけですが、ただその他、事情があるときはということで暫定予算のうち、安芸高田市は今年度組んだのです。

審議をしている間に、やっぱりいろんな課題が出てきましたように、行政のほうとしましては、担当職員を初め、毎年度9月時点から来年度

のいわば19年の秋ごろから20年度の予算については、積み重ねていくのが普通だと。行政が、執行部が言うのは、市長が今回は市長選に出られないから、こういうようなことになったというんですが、それにしても、骨格予算を組んで審議をしていたら、それから暫定予算組むんならまだしもですが、初めから暫定予算を組んだ場合は、6月にまた本予算を組んで、今回のこと、暫定予算はそれに吸収されると。言うなれば、二度手間ですよ。6月の本予算のほうが、言うたら7割以上つくわけですから、またこれに会期をとって真剣に予算を組まないけんということも一つあるのと、中身でいいますと、特別会計を含みますから、一般会計の中に含みますから、特に後期高齢者医療制度という、これは議案56号に含むんですか、56号だったと思うんですが、この件については、執行部の説明もありましたように、まだ税条例か、それに関係することはできないと。これは専決処分をお願いしたいということですが、この意味はわかるんですが、この中身は大変複雑な面がありまして、条例も例えば税条例でなくして、精神的な障害ある身体障害者が75歳以上に組み込まれる。こういう問題が税条例ではその人の意向によって脱退のできるようなこともあるんですよ。それらが条例に含むかどうか。これらもまだ明らかにならんということもあります。

それから、暫定予算といいながら、私はいつも人権問題を取り上げるんですが、暫定補助金はそれなりの補助金を加えているということも明らかになりましたように、問題点が非常に、ただ暫定だからといって、通常の、私が冒頭言いましたような本予算を組む過程での暫定予算とは全く質が違うという立場に立ちますと、暫定といいながら、大事な経費、その他を含んでいるんですが、大方を含んでいるんですが、反対をするものでございます。

以上です。

○亀岡委員長 暫時休憩にいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時05分 休憩

午後1時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 再開をいたします。

ここで、先ほどの岡田議員による反対討論の件について、議案を全議案ということではなくて、14件に対する反対討論ということではなくて、反対をされたようでございますので、どの案件について反対であったのかを確認をさせていただきます。

岡田議員の発言を許します。

○岡田委員 一般会計です。20年度一般会計。

○亀岡委員長 それでよろしゅうございますか。

○岡田委員 それで、14件は、その中でその分と後期高齢者、56号だったね。後期高齢者医療制度、この14件の中に入るじゃろ。だから、その2点につい

て反対だと。

○亀岡委員長 それでは、お聞きのとおり確認をいたしました。
それでは、次に進みます。
本案14件に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

川角委員。

○川角委員 今回提出されました暫定につきましては、先ほどありますように、市長の交代ということもございまして、説明の中では、この3カ月分を組まれたもの、あるいはまた見越せるものについては、1年を見込んで、その計画されたもの等々あったわけですが、全体を見てみましても、まだその新しい政策が決まらない中での一つの暫定ということで、やはりこれを検討する場合、あるいはこの暫定を立てられた段階ではやむを得ないのだろうというふうなことで、このことについては私は賛成するものでございます。

以上です。

○亀岡委員長 では続いて、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

賛成討論もありませんか。

〔賛成討論なし〕

これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に移ります。

これより議案第53号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第54号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、これより議案第55号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、これより議案第56号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて参ります。これより議案第57号を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、これより議案第62号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより、続いて、議案第66号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本予算審査特別委員会に付託されました議案第53号から議案第66号までの14件についての審査はすべて終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成については、私にご一任をお願いいたします。

以上をもって予算審査特別委員会を閉会をいたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

午後1時30分 閉会